平成２８年（フ）第６３号
長野県小諸市甲1447番地１
債務者　芦田川　拓
１　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５０２号
兵庫県西宮市松原町６番11号
債務者　西　　光雄
１　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９６号
兵庫県明石市西明石南町２丁目18番17号　田中ビル
債務者　三宝　康子
１　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４５７号
千葉県我孫子市我孫子１丁目24番６号（203号）　コーポヨシダ
債務者　横山　早織
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４７４号
千葉県柏市東逆井１丁目24番９号
債務者　岩崎　典江
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５０６号
千葉県松戸市中金杉４丁目215番地　陽光台松戸205号
債務者　加藤　仁子
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５１９号
千葉県柏市豊四季61番地133　グリーンハイツ102号
債務者　新井　　茂
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２８号
千葉県流山市江戸川台東４丁目122番地の１　レオパレスリヴェール201
債務者　吉田　　瞳
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５３１号
神戸市須磨区神の谷３丁目９番７号
債務者　樫野　光夫
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１９号
兵庫県三田市横山町12番12―201号、従前の住所神戸市北区八多町中411番地レオパレスＮ千寿108号
債務者　野原マルティンこと　ＲＥＣＣＩＯ　ＮＯＶＡＲＡ　ＦＬＯＲＥＮＣＩＯ　ＭＡＲＴＩＮ
１　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３５号
神戸市須磨区養老町１丁目８番30号神戸市立和光園、従前の住所神戸市垂水区海岸通９番60―501号
債務者　稲場　仁美
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５０号
神戸市須磨区前池町１丁目１番13号　辻野ビル301、従前の住所神戸市垂水区下畑町字内入田780番地の１　ドミールハヤシ305号
債務者　安藤　真心
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７号
佐賀県唐津市西唐津２丁目6228番地１　ネオ高砂203号
債務者　渡辺　晃行
１　決定年月日時　平成28年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１０５号
千葉県木更津市東太田１丁目15番19号
債務者　笈川　和枝
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第８１７号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅１棟101号
債務者　福岡ゆりえ
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３６５号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字生山68番第８番地
債務者　今井　伸治
１　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部